

この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れのおそれがあります。

- 所定の費用・手数料がかかります。
- 解約時の市場環境などの変化により、損失が生じるおそれがあります。

ビーウィズユープラスⅡ(円建)

利率変動型一時払終身保険(I型 24) 利率変動型一時払終身保険(Ⅱ型 24)

メットライフ生命 ビーウィズユープラスⅡ (円建)	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
	○					○	○

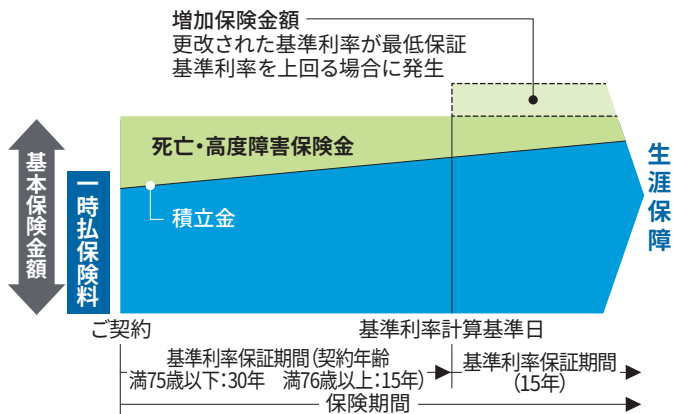
1 商品の特徴としくみ

※健康告知の有無により、商品のしくみが異なります(職業告知は各プランとも必要です)。

A 健康告知ありプラン:利率変動型一時払終身保険(I型 24)

- 健康告知をすることで、ご契約後すぐに払い込んだ保険料より大きな保障が得られます。万一のときには、死亡保障に加えて高度障害保障があります。
- 基準利率は、年0.25%が最低保証されます。基準利率は、基準利率計算基準日に更改されます。

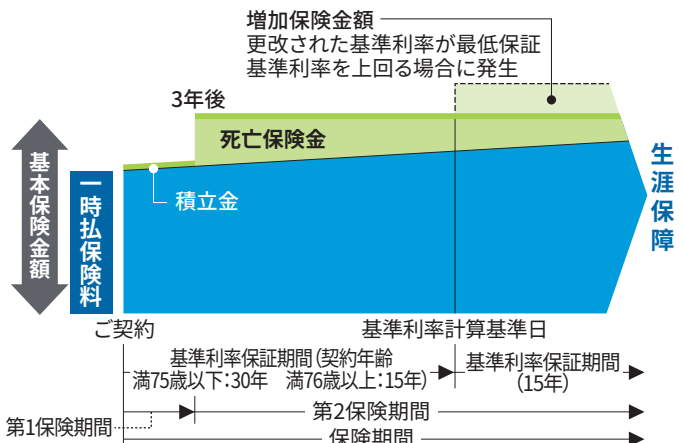
A しきみ図(イメージ)



B 健康告知なしプラン:利率変動型一時払終身保険(Ⅱ型 24)

- 健康告知なしで、ご契約後から払い込んだ保険料以上の保障が得られます。ご契約3年後からは、さらに大きな保障が得られます。
- ※このプランに高度障害保険金はありません。
- 基準利率は、年0.01%が最低保証されます。基準利率は、基準利率計算基準日に更改されます。

B しきみ図(イメージ)



付加できる主な特約

- ☐ 余命6ヵ月以内の生前給付
リビング・ニーズ特約(Aのみ)
- ☐ 年金支払特約
- ☐ 年金移行特約
- ☐ 給付金代理請求特約(Aのみ)

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

2 主な取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	被保険者: A 0歳～満85歳 B 満40歳～満85歳				契約者: A B 0歳～満100歳		運用通貨	円
最低保険料	500万円	保険期間	終身	解約返戻金	あります。	契約者配当	ありません。	

3 主な保障内容

	名称	支払事由	支払金額
A	死亡保険金	死亡されたとき	次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額と増加保険金額の合計額 ②解約返戻金相当額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当されたとき	
B	死亡保険金	死亡されたとき	各保険期間において、支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 第1保険期間(契約日から3年間) ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 第2保険期間(契約日の3年後の契約応当日以後) ①基本保険金額と増加保険金額の合計額 ②解約返戻金相当額

4 その他の事項

■ 基準利率について

- 基準利率は、積立金（将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる部分）に付利されます（**A**については一時払保険料に付利する利率ではありません）。

■ 諸費用についてご確認ください この保険では、下記の費用をご負担いただきます。

- 保険関係費用について 保険関係費用とは以下の費用をいい、それぞれ下記の方法で差し引くことによりご負担いただきます。

項目	費用	時期・控除方法
A 保険契約の締結にかかる費用（契約時費用）	被保険者の契約年齢満75歳以下： 一時払保険料に対し最大2.51% 被保険者の契約年齢満76歳以上： 一時払保険料に対し最大2.00% （これらの費用は契約年齢・性別などによって異なるため最大の割合を表示しています。）	契約時に、一時払保険料から差し引きます。
A 死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	*	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
B 死亡保障にかかる費用	*	第2保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
B 保険契約の締結・維持にかかる費用	0.30%	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から差し引きます。

*「死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用」「死亡保障にかかる費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

● 年金を管理するための費用について

年金支払特約・年金移行特約を付加し、死亡保険金・解約返戻金などを年金で受け取られる場合、毎年の年金受取時に年金を管理するための費用（年金額の1.00%）が差し引かれます（費用の割合は、将来変更されることがあります）。

● 解約控除について **B**

解約控除とは、解約時・減額時にご負担いただく費用です。契約日から10年未満の解約時・減額時に、積立金から、経過年数に応じて当該積立金に対して最大で2.0%に相当する金額が差し引かれます（契約日から10年経過後は解約控除は行いません）。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約 控除率	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%

■ リスクについてご確認ください この保険にはお客さまにご注意いただきたいリスクがあります。

● 解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります

- ・ 解約時および減額時に、運用資産（債券など）の時価を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場金利などの変動により解約返戻金額が増減します。
※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。
- ・ **B** は契約日から10年未満で解約・減額をされる際には「解約控除」がかかります。
- ・ その結果、解約時および減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。市場価格調整および解約控除について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■ お問い合わせ先／担当者

■ 引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp